

委 託 契 約 書 （案）

- 1 委 託 名 2025 国際首長フォーラム開催支援業務委託
- 2 委 託 場 所 豊田市喜多町地内ほか
- 3 委 託 内 容 「2025 国際首長フォーラム開催支援業務委託仕様書」のとおり
- 4 契 約 金 額 金 円
（うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額） 金 円
- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 契 約 期 間 自 令和7年4月16日
至 令和8年3月31日
- 7 支 払 特 記 特記事項なし
- 8 契 約 特 記 （1）個人情報の取扱いに関する特記あり

上記の委託について、発注者 2025 国際首長フォーラム開催支援実行委員会 を甲とし、
契約者 を乙として、次の約款により契約する。

契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月16日

（甲）発注者 豊田市西町3丁目60番地
2025 国際首長フォーラム開催支援実行委員会
委員長 太田 稔彦 （印）

（乙）契約者 住 所

氏 名 （印）

業務委託契約約款（案）

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別冊の設計書、仕様書及び図面（以下これらを「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙はこの契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）がある場合にあっては、その成果物を甲に引き渡すものとし、甲はその契約金額を支払うものとする。
- 3 甲は、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約の終了後又は解除後においても同様とする。
- 6 乙は、業務を処理するに当たり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 7 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、甲及び乙は、口頭により指示等を行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 9 甲及び乙は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 11 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 12 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 13 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 14 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 15 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（委託業務届出書）

- 第2条 乙は、業務に着手したときは、直ちに委託業務届出書を甲に提出しなければならない。

（契約の保証）

- 第3条 乙は、この契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合にあっては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

- （2）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

（3）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（4）この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

- 2 乙は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約金額に予定数量を乗じた金額（以下「予定契約総額」という。）とする。）の10分の1以上としなければならない。
- 4 乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合にあっては、当該保証は、第25条第4項各号に掲げる者が契約を解除する場合も保証するものでなければならない。
- 5 乙が第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額（単価契約の場合にあっては、予定契約総額）の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙が部分払等によっても、なおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合は、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、甲が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

- 第6条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。甲が設計図書において指定した主たる部分についても、同様とする。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ委託業務再委託承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第三者に請け負わせ、又は委任しようとする業務の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - （1）仕様書又は設計図書において指定した軽微なもの
 - （2）甲が委託業務再委託承認申請書の提出の必要がないと認めるもの
 - 3 甲は、前項の規定による申請について、その請負又は委任（以下「再委託」という。）が不適当と認めるときは、乙に対しその再委託を承認しないものとする。
 - 4 甲は、乙に対して、業務の一部を再委託した者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその施行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第8条 甲は、乙の行う業務について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

（業務担当責任者等）

- 第9条 乙は、業務担当責任者を定め、甲に届け出なければならない。この者を変更したときも、同様とする。

- 2 甲は、業務担当責任者又は乙の使用人若しくは第6条の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して交替を求めることができる。

（契約変更又は一時中止）

- 第10条 甲は、必要がある場合は乙と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額、契約期間又は設計図書を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 甲は、前項の場合において、乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は甲乙協議して定める。
- 3 乙は、天災地変等乙の責めに帰することができない正当な理由により、契約期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した契約期間延長願により、契約期間の延長を申し出ることができる。
- 4 甲は、前項の申出があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があるときは、相当

の期間に限り、契約期間の延長を認めることができる。

(事情変更による業務委託料の変更)

第10条の2 甲又は乙は、履行期間内で契約締結の日から12か月を経過した後に、この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため契約金額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更することができる。

(適正な契約期間の設定)

第11条 甲は、契約期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(乙の損害賠償負担)

第12条 乙は、業務を行うにつき他に損害を与えるおそれがあるときは、自己の費用をもって必要な予防措置を講じなければならない。

2 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害は、乙の負担とする。

3 乙は、天災その他不可抗力によって損害が生じたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。この場合における損害は、乙の負担とする。

4 前2項の規定にかかわらず、その損害の原因が乙の善良なる管理者としての注意を怠らず、又は損害の防止に適切な措置をしたと認められるにもかかわらず発生したものであるときは、乙は甲にその損害の一部負担を求めることができるものとし、損害額の算定及び負担割合等は、甲乙協議して定める。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条から第18条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の支配権の変更による甲の解除権)

第14条の2 乙は、合併、株式交換、株式移転又は株式の過半数の譲渡により、乙の支配権に変動があったときは、速やかに甲に通知するものとする。この場合において、甲は何ら催告することなく本契約を解除することができる。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかであると認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、次条及び第18条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する理由により履行期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の重要な事項に違反したとき。

- (3) 契約履行について不正行為をしたとき。
- (4) 契約履行上必要とされる資格の取消し又は停止を受けたとき。
- (5) 第4条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (6) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た金銭を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (7) 業務（成果物がある場合にあっては、当該成果物の作製）を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (8) 乙が業務（成果物がある場合にあっては、当該成果物の完成の債務）の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (9) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (10) 業務（成果物がある場合にあっては、当該成果物）の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (13) 第21条又は第22条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第17条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) この契約に係る再委託契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を再委託契約その他の契約（この契約に係るもの以外の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 甲は、前2項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- （長期継続契約の変更等）
- 第19条 甲は、長期継続契約を適用した契約について、翌年度以降において当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があったときは、当該契約を変更し、又は解除することができる。
- （甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第20条 甲は、乙が甲の責めに帰すべき事由により第15条各号又は第16条各号のいずれかに該当することとなったときは、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。
- （乙の催告による解除権）
- 第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときは、この限りでない。
- （乙の催告によらない解除権）
- 第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第10条第1項の規定により業務の内容を変更したことにより、当初の契約金額から3分の2以上減少したとき。
- (2) 第10条第1項の規定による業務の中止期間が、当初の契約期間の3分の2（契約期間が30日以下の場合にあつては、その契約期間）を超えたとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により、契約の履行が不能となったとき。
- （乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第23条 乙は、甲が乙の責めに帰すべき事由により第21条又は前条各号のいずれかに該当することとなったときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （解除に伴う措置）
- 第24条 甲は、契約を解除するときは、契約解除通知書によりその旨を乙に通知しなければならない。
- 2 甲は、この契約が成果物の完成前に解除された場合において、既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約金額を乙に支払うものとする。
- 3 成果物の完成後にこの契約が解除された場合の当該解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従って協議して定める。
- （甲の損害賠償請求等）
- 第25条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 契約期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この業務の成果物に第13条第1項に規定する不適合（以下「契約不適合」という。）があるとき。
- (3) 第15条又は第16条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、前項第1号に該当することとなった場合は、甲に対し遅滞なくその理由を申し出なければならない。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に規定する損害賠償に代えて、第5項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条又は第16条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 業務の完了前に乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となったとき。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第3項の違約金は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める金額の10分の1に相当する額とする。
- (1) 単価契約 予定契約総額。ただし、既履行部分について検査に合格した部分がある場合は、予定契約総額から当該部分に相当する額を控除した金額
- (2) 長期継続契約 契約を解除した日の属する年度の金額
- (3) その他の委託契約 契約金額
- 6 第1項各号又は第3項各号に定める場合（第4項の規定により第3項第2号に該当するものとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項の規定は適用しない。
- 7 第1項第1号の場合に該当する場合であつて、甲が損害の賠償を請求するときの請求額は、契約金額から既履行部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。
- 8 第28条第3項の規定により甲が補正のために指定した期間は、前項の遅延日数として計算しないものとする。
- 9 第3項に該当する場合（第16条第12号及び第18条の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）で、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- (乙の損害賠償請求等)
- 第26条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由により該当することとなった場合は、この限りでない。
- (1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 乙は、第29条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- (談合その他不正行為に係る賠償金の支払)
- 第27条 乙は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、第25条第5項各号に規定する金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後、同様とする。
- 2 乙は、第17条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 第17条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 第17条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が談合その他不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
- (検査及び引渡し)
- 第28条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務結果とともに完了届を提出しなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を7日以内に乙に通知するものとする。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は甲の指定する期間内に補正しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による補正をしたときは、直ちに補正完了届を提出しなければならない。この場合における再検査については、第2項の規定を準用する。
- 5 第2項及び前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって業務を完了し、若しくは

成果物を甲に引き渡したものとする。

（請求金額の支払）

第29条 乙は、前条第5項の規定による引渡し完了後、請求代金の支払を請求するものとする。ただし、頭書において別段の定めをした場合においては、この限りでない。

2 甲は、前項の規定により所定の手続に従って適正な請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内（その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に支払をしなければならない。

（契約不適合責任期間等）

第30条 甲は、引き渡された成果物に関し、第28条第5項の規定による引渡し後、契約不適合を知ったときから1年以内でなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、当該契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものである場合の当該契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

2 前項に規定する請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲がその通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項に規定する請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

5 契約不適合が甲又は監督員の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指図が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（妨害等に対する報告義務等）

第31条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の規定による甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第32条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（契約外の事項）

第33条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。